

サイエンス・サポート函館 科学楽しみ隊 経費・謝金および慶弔規程

第1条 この規程はサイエンス・サポート函館 科学楽しみ隊（以下「本会」という）規約第7条（会計）4項に基づき、経費・謝金および慶弔等の運用に必要な事項について定める。

第2条 本会の経費を支出する際は以下を基準とする。

- (1) 3,000円以下の支出は代表または幹事2名以上が認める場合
- (2) 3,000円を超える支出は代表および幹事2名以上が認める場合
- (3) その他、代表が必要と認める場合

第3条 本会に対して謝金が発生した場合は以下の通り運用する。

- (1) 各員への報奨金分配額は当該活動の関係スタッフの合意で決めるものとする。
- (2) 経費および参加スタッフへの報奨金等を支払った後、剰余金が発生したものは科学楽しみ隊会計へ繰り入れることとする。
- (3) 剰余金の繰り入れに際しては、以降の活動の参考とするため収支項目および精算額を書面で記録しておくこととし、謝金精算書の雛形は別に定める。

第4条 本会の慶弔等は本会の以下の者に適用する。

- (1) 正会員および学生会員
- (2) その他、代表が必要と認める者

第5条 本会の慶弔等の対象は以下のとおりとする。

- (1) 本人の死亡
- (2) その他、代表が必要と認める事項

第6条 本会の慶弔等は以下のとおりとする。

- (1) 上限を10,000円とし、祝電・弔電等に対応する。なお、代表が特に必要と認める場合はこの限りではない。

第7条 この規程は総会の議決をもって改定することができる。

附則

- 1 この規程は2013年12月10日から施行する。
- 2 2021年6月8日改訂、同日施行する。